

○内閣府令第六十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）及び東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、東日本大震災復興特別区域法施行規則を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

東日本大震災復興特別区域法施行規則

（令第一条各号の内閣府令で定める事業）

第一条 東日本大震災復興特別区域法施行令（以下「令」という。）第一条第一号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 地域において生産された農林水産物の卸売のために開設される市場又は当該農林水産物を販売するための施設若しくは設備の整備又は運営に関する事業
- 二 地域において生産された農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工又は調理をしたものを店舗

において主に当該地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業

三 地域において生産された農林水産物を主たる材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店の整備
又は運営に関する事業

四 温室、畜舎その他の農業用施設において太陽光発電装置を設置することにより行う発電又は農業用水
の放流に伴って発生する水力を利用することにより行う発電に関する事業その他農業資源に由来する再
生可能エネルギー源を活用したエネルギーの供給に関する事業

五 藻場の造成その他水産動植物の生育環境の保全及び改善又は水産資源の維持若しくは回復に関する事
業

六 新たに就農しようとする青年等を対象にした農業の技術又は経営方法の習得に関する研修の実施その
他農林水産業の担い手となる人材の育成に関する事業

七 地域における有害鳥獣及び外来生物を活用した地域特産物の開発又は生産に関する事業

2 令第一条第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子どもの養育に関する各般の問題に

つき、その保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言その他の必要な援助を行う事業

二 保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

三 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体若しくは個人との連絡及び調整を行う事業又は地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体若しくは個人に対する必要な情報の提供及び助言その他の必要な援助を行う事業

四 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条各号に掲げる行為若しくは高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第四項及び第五項に規定する行為を受け、又は受けているおそれのある児童、高齢者及び配偶者等の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業

五 高齢者、障害者その他日常生活若しくは社会生活に身体の機能上の制限を受ける者（次号において「高齢者等」という。）の福祉に係る新商品の開発及び生産又は新役務の開発及び提供に関する事業

六 高齢者等の日常生活に必要な入浴、排せつ、食事等の介護等に係る支援、生活に関する相談及び助言

並びに高齢者等の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の実施に関する事業

七 居住者その他の者の共同の福祉のため必要な社会福祉施設の整備又は管理に関する事業

八 インターネットの利用その他の情報通信技術を利用した診療の用に供するシステムの開発若しくは当該システムに係る技術の提供又は当該システムを利用して行う離島その他交通不便の地域における医療の確保に関する事業

九 離島、山間のへき地その他の地域において行う救急医療用ヘリコプター（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）の運航その他救急医療の確保に関する事業

十 栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき地域住民からの相談に応じ、医師、保健師又は管理栄養士の面接による指導若しくは助言を行うための施設の整備又は運営に関する事業

十一 地域住民に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、食事習慣、運動習慣、疾病その他の健康状態若しくはその置かれている生活環境に関するデータを収集し、分析するための施設又は設備の整備又は運営に関する事業

3 令第一条第三号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 環境配慮型自動車（電気を動力源とする自動車、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車その他の使用に伴い排出される温室効果ガスによる環境への負荷が特に少ない自動車をいう。以下この号において同じ。）を用いて行う自動車運送事業（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業をいう。）又は環境配慮型自動車に充電又はその燃料を充てんするための施設又は設備の整備又は運営に関する事業

二 バイオマス（動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）をいう。）、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）又は海岸漂着物（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第二条第一項に規定する海岸漂着物をいう。）を原材料とするバイオ燃料の製造に関する事業

三 森林、里山、河川等における木竹の植栽、水質の改善その他地域における環境の保全及び再生に関する事業

4 令第一条第四号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 離島その他の交通不便の地域において行う地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は当該地域を来訪する者の移動のための交通手段の確保に関する事業

二 離島と本邦の地域との間の路線（旅客又は貨物の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものに限る。）において行う船舶運航事業（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業をいう。）

三 日常生活又は社会生活における移動のための交通手段の確保その他地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保に寄与する情報の伝達を行う情報システムの整備及び管理に関する事業

四 地域における商店街の区域及びその周辺の地域の住民の生活に関する需要に応じて行う商品の販売又は役務の提供、行事の実施又はこれらに関する情報の伝達を行う情報システムの整備及び管理に関する事業

五 居住者その他の者の利便のため必要な施設、住宅、商業施設その他の施設の整備又は管理に関する事

業

5 令第一条第五号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 地域の観光資源を活用した新商品の開発若しくは生産又は新役務の開発若しくは提供に関する事業

二 地域の観光資源を活用して行う農林漁業体験民宿業（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業をいう。）その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する事業

三 外国人観光旅客（国際会議等に参加する者を含む。以下この号において同じ。）への通訳案内その他外国人観光旅客の受入れに関するサービスの提供及び人材の育成に関する事業

四 地域芸能及びスポーツの興行、祭礼、会議その他の催しの実施又はこれに関する情報の伝達を行う情報システムの整備及び管理に関する事業

五 地域において来訪者、滞在者その他の者を増加させるために行う商品の販売又は役務の提供又はこれらに関する情報の伝達を行う情報システムの整備又は管理に関する事業

六 遊休状態にある不動産（事業の用に供されていない店舗、倉庫、事務所その他の事業活動の施設を含ま

む。）の利用の促進に関する事業

七 主として都市の住民を対象とし、農山漁村における文化的景観を形成している家屋又は現に居住の用に供していない住宅を活用して行う、農山漁村への移住若しくは都市における住所のほか農山漁村に居所を有することを促進する事業

八 教養文化施設、スポーツ施設若しくはレクリエーション施設その他地域における世代間及び世代内の交流又は地域間交流を図るための施設（これらの施設に附帯して設置される当該施設の管理又は運営上必要な施設を含む。）若しくは設備の整備又は運営に関する事業

九 単身で生活する高齢者の居宅への若者の派遣その他地域における高齢者及びその他の住民との交流の促進を図るための事業

十 地域の固有の歴史、文化等に関する記録の保存に関する事業

十一 地域の固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上並びに景観の保全に関する事業

十二 地域住民に対する災害情報の伝達を行う情報システムの整備及び管理に関する事業

十三 地域における災害応急対策の拠点として機能する施設の整備又は運営に関する事業

十四 山間部において耕作の放棄があつた農地又は採草放牧地において地すべり等の防止を目的として行う植林事業その他地域における災害の未然の防止に関する事業

(法第二条第三項第三号の内閣府令で定める事業)

第二条 東日本大震災復興特別区域法(以下「法」という。)第二条第三項第三号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業

二 農林水産業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業

三 エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の促進等に関する事業

四 地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全(良好な環境の創出を含む。)に

係る事業

五 新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であつて、雇用機会
の創出に資するもの

六 地域産業の高度化又は活性化に寄与する事業であつて、雇用機会の創出に資するもの

七 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業

八 情報通信基盤の整備等に関する事業

九 地域における公共交通機関の整備等に関する事業

(法第二条第三項第三号の内閣府令で定める金融機関)

第三条 法第二条第三項第三号の内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 銀行

二 信用金庫及び信用金庫連合会

三 労働金庫及び労働金庫連合会

四 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号

及び第二号の事業を併せ行う協同組合連合会

五 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）

六 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）

七 農林中央金庫

八 株式会社商工組合中央金庫

九 株式会社日本政策投資銀行

（復興推進計画の認定の申請）

第四条 法第四条第一項の規定により認定の申請をしようとする特定地方公共団体（同項に規定する特定地方公共団体をいう。次条及び第七条第二項において同じ。）は、別記様式第一の一による申請書その他の法第四条第二項各号に掲げる事項を明らかにする書類に、次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

一 復興推進計画（法第四条第一項に規定する復興推進計画をいう。以下同じ。）の区域に含まれる行政

区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び復興推進計画の区域を表示した付近見取図

二 法第四条第二項第四号イからハまでに掲げる区域を定める場合にあつては、当該区域に含まれる行政

区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び当該区域を表示した付近見取図

三 法第三章第二節の規定による特別の措置の適用を受ける主体の特定の状態を明らかにすることができる書類

四 法第四条第三項の規定により聴いた関係地方公共団体及び同条第二項第五号に規定する実施主体の意見の概要

五 法第四条第四項の提案を踏まえた復興推進計画についての同条第一項の規定による認定の申請をする

場合にあつては、当該提案の概要

六 法第四条第六項の規定による協議をした場合にあつては、当該協議の概要

七 法第十一条第一項の規定による提案と併せて法第四条第一項の規定による認定の申請をする場合にあつては、当該提案に係る書類の写し

八 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

(復興推進計画の変更の認定の申請)

第五条 法第六条第一項の規定により復興推進計画の変更の認定を受けようとする特定地方公共団体は、別記様式第一の二による申請書に前条各号に掲げる図書のうち当該復興推進計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

(法第六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更)

第六条 法第六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- 二 前号に掲げるもののほか、認定復興推進計画(法第六条第一項に規定する認定復興推進計画をいう。

以下同じ。)の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

(地域協議会を組織した旨の公表)

第七条 法第十三条第七項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 復興推進協議会(法第十三条第一項に規定する復興推進協議会をいう。次号、第二十三条第一号及び第三十一条第一項第三号において「地域協議会」という。)の名称及び構成員の氏名又は名称

二 地域協議会における協議事項

2 前項の規定による公表は、特定地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(法第三十七条第一項の指定事業者の要件)

第八条 法第三十七条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 指定(法第三十七条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第十条までにおいて同じ。)に係る復興推進事業(法第二条第三項に規定する復興推進事業のうち、同項第二号イ又はロに掲げるものに限る。以下この条から第十条までにおいて同じ。)を行うことについての適正かつ確実な計画(次号及

び第十条第一項において「指定事業者事業実施計画」という。）を有すると認められること。

二 指定事業者事業実施計画が認定復興推進計画に適合するものであること。

三 指定に係る復興推進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

四 指定に係る復興推進事業を安定して行うために必要な経済的基礎を有すること。

（報告書の提出時期及び手続）

第九条 法第三十七条第二項の規定による報告は、事業年度又は連結事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第二の一による実施状況報告書を提出して行うものとする。

一 前年度の指定に係る復興推進事業の実施状況

二 前年度の収支決算

三 前年度の指定に係る復興推進事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等に関する実績

2 認定地方公共団体（法第七条第一項に規定する認定地方公共団体をいう。以下この条から第二十六条までにおいて同じ。）は、前項の実施状況報告書に関し、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると

認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、指定事業者（法第三十七條第一項に規定する指定事業者をいう。次項及び次条において同じ。）に対して、別記様式第二の二による当該事業を適切に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

3 認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、指定事業者に対して、別記様式第二の三によりその旨及び理由を通知するものとする。

（法第三十七條の規定による指定事業者の指定の申請手続等）

第十条 指定を受けようとする個人事業者又は法人は、指定事業者事業実施計画その他の事項について記載した別記様式第二の四による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならない。

- 一 申請者が個人事業者である場合においては、住民票の抄本又はこれに準ずるもの
- 二 申請者が法人である場合においては、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- 三 第八条各号に掲げる指定事業者の要件に該当する旨の別記様式第二の五による宣言書

四 前三号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 認定地方公共団体は、前項の規定による提出を受けたときは、同項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、指定に関する処分を行うものとする。

3 認定地方公共団体は、指定をしたときは、第一項の個人事業者又は法人に対して、別記様式第二の六による指定書を交付するものとする。

4 認定地方公共団体は、指定をしないこととしたときは、第一項の個人事業者又は法人に対して、別記様式第二の七によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して十年を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。

6 指定事業者である法人について合併又は分割があったときは、指定に係る復興推進事業の全部を承継した法人に係る前項の有効期間の満了の日は、第八条各号に掲げる要件を欠くに至った場合を除き、合併又は分割の前に同項の規定により付された当該指定の有効期間の満了の日（当該合併又は分割の当事者である法人のうちに指定事業者が二以上ある場合においては、これらの指定事業者に係る指定の有効期間の満

了の日のうち最も早い日)とする。

7 指定事業者は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。

8 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付をした後であっても、前項の届出において第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があった場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によって付した指定の有効期間を、第三項の規定による指定の日から起算して十年を超えない範囲内で変更することができる。

9 認定地方公共団体は、法第三十七条第三項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

10 認定地方公共団体は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があった場合又は指定を取り消した場合も、同様とする。

11 認定地方公共団体は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

12 認定地方公共団体は、必要があると認めるときは、指定事業者に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(法第三十八条第一項の指定事業者の要件)

第十一条 法第三十八条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 指定（法第三十八条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第十三条までにおいて同じ。）に係る復興推進事業（法第二条第三項に規定する復興推進事業のうち、同項第二号イに掲げるものに限る。以下この条から第十三条までにおいて同じ。）を行うことについての適正かつ確実な計画（次号及び

第十三条第一項において「指定事業者事業実施計画」という。）を有すると認められること。

二 指定事業者事業実施計画が認定復興推進計画に適合するものであること。

三 指定に係る復興推進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

四 指定に係る復興推進事業を安定して行うために必要な経済的基礎を有すること。

(報告書の提出時期及び手続)

第十二条 法第三十八条第二項において読み替えて準用する法第三十七条第二項の規定による報告は、事業

年度又は連結事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第三の一による実施状況報告書を提出して行うものとする。

一 前年度の指定に係る復興推進事業の実施状況

二 前年度の収支決算

三 前年度の指定に係る復興推進事業の実施に伴う東日本大震災の被災者である労働者の雇用に関する実

績

2 認定地方公共団体は、前項の実施状況報告書に関し、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、指定事業者（法第三十条第一項に規定する指定事業者をいう。次項及び次条において同じ。）に対して、別記様式第三の二による当該事業を適切に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

3 認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、指定事業者に対して、別記様式第三の三によりその旨及び理由を通知するものとする。

(法第三十八条の規定による指定事業者の指定の申請手続等)

第十三条 指定を受けようとする個人事業者又は法人は、指定事業者事業実施計画その他の事項について記載した別記様式第三の四による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならない。

- 一 申請者が個人事業者である場合においては、住民票の抄本又はこれに準ずるもの
 - 二 申請者が法人である場合においては、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
 - 三 第十一条各号に掲げる指定事業者の要件に該当する旨の別記様式第三の五による宣言書
 - 四 前三号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類
- 2 認定地方公共団体は、前項の規定による提出を受けたときは、同項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、指定に関する処分を行うものとする。
- 3 認定地方公共団体は、指定をしたときは、第一項の個人事業者又は法人に対して、別記様式第三の六による指定書を交付するものとする。
- 4 認定地方公共団体は、指定をしないこととしたときは、第一項の個人事業者又は法人に対して、別記様

式第三の七によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して六年を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。

6 指定事業者である法人について合併又は分割があつたときは、指定に係る復興推進事業の全部を承継した法人に係る前項の有効期間の満了の日は、第十一条各号に掲げる要件を欠くに至つた場合を除き、合併又は分割の前に同項の規定により付された当該指定の有効期間の満了の日（当該合併又は分割の当事者である法人のうちに指定事業者が二以上ある場合においては、これらの指定事業者に係る指定の有効期間の満了の日のうち最も早い日）とする。

7 指定事業者は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があつた場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。

8 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付をした後であっても、前項の届出において第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があつた場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によって付した指定の有効期間を、第三項の規定による指定の日から起

算して六年を超えない範囲内で変更することができる。

9 認定地方公共団体は、法第三十八条第二項の規定において読み替えて準用する法第三十七条第三項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

10 認定地方公共団体は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があつた場合又は指定を取り消した場合も、同様とする。

11 認定地方公共団体は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

12 認定地方公共団体は、必要があると認めるときは、指定事業者に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(法第三十九条第一項の指定事業者の要件)

第十四条 法第三十九条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 指定（法第三十九条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第十六条までにおいて同じ。）に

係る復興推進事業（法第二条第三項に規定する復興推進事業のうち、同項第二号イに掲げるものに限る。以下この条から第十六条までにおいて同じ。）を行うことについての適正かつ確実な計画（次号及び第十六条第一項において「指定事業者事業実施計画」という。）を有すると認められること。

二 指定事業者事業実施計画が認定復興推進計画に適合するものであること。

三 指定に係る復興推進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

四 指定に係る復興推進事業を安定して行うために必要な経済的基礎を有すること。

（報告書の提出時期及び手続）

第十五条 法第三十九条第二項において読み替えて準用する法第三十七条第二項の規定による報告は、事業年度又は連結事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第四の一による実施状況報告書を提出して行うものとする。

一 前年度の指定に係る復興推進事業の実施状況

二 前年度の収支決算

三 前年度の指定に係る復興推進事業に関連する開発研究の用に供する減価償却資産の取得等に関する実

績

2 認定地方公共団体は、前項の実施状況報告書に関し、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、指定事業者（法第三十九条第一項に規定する指定事業者をいう。次項及び次条において同じ。）に対して、別記様式第四の二による当該事業を適切に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

3 認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、指定事業者に対して、別記様式第四の三によりその旨及び理由を通知するものとする。

（法第三十九条の規定による指定事業者の指定の申請手続等）

第十六条 指定を受けようとする個人事業者又は法人は、指定事業者事業実施計画その他の事項について記載した別記様式第四の四による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならない。

一 申請者が個人事業者である場合においては、住民票の抄本又はこれに準ずるもの

- 二 申請者が法人である場合においては、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- 三 第十四条各号に掲げる指定事業者の要件に該当する旨の別記様式第四の五による宣言書
- 四 前三号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類
- 2 認定地方公共団体は、前項の規定による提出を受けたときは、同項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、指定に関する処分を行うものとする。
- 3 認定地方公共団体は、指定をしたときは、第一項の個人事業者又は法人に対して、別記様式第四の六による指定書を交付するものとする。
- 4 認定地方公共団体は、指定をしないこととしたときは、第一項の個人事業者又は法人に対して、別記様式第四の七によりその旨及びその理由を通知するものとする。
- 5 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して六年を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。
- 6 指定事業者である法人について合併又は分割があったときは、指定に係る復興推進事業の全部を承継した法人に係る前項の有効期間の満了の日は、第十四条各号に掲げる要件を欠くに至った場合を除き、合併

又は分割の前に同項の規定により付された当該指定の有効期間の満了の日（当該合併又は分割の当事者である法人のうちに指定事業者が二以上ある場合においては、これらの指定事業者に係る指定の有効期間の満了の日のうち最も早い日）とする。

7 指定事業者は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。

8 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付をした後であっても、前項の届出において第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があった場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によって付した指定の有効期間を、第三項の規定による指定の日から起算して六年を超えない範囲内で変更することができる。

9 認定地方公共団体は、法第三十九条第二項の規定において読み替えて準用する法第三十七条第三項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

10 認定地方公共団体は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更が

あつた場合又は指定を取り消した場合も、同様とする。

11 認定地方公共団体は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

12 認定地方公共団体は、必要があると認めるときは、指定事業者に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(法第四十条第一項の指定法人の要件)

第十七条 法第四十条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 認定復興推進計画に定められた復興推進事業（法第二条第三項に規定する復興推進事業のうち、同項第二号イに掲げるものに限る。以下この条から第十九条までにおいて同じ。）のみを実施する法人であつて、当該認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域（法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域であつて、その全部又は一部が、その全部又は一部の区域が法第二条第三項第二号イに規定する地域である市町村の区域に含まれるものに限る。）の区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること。

二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。第四号において「震災特例法」という。）第十八条の三第一項又は第二十六条の三第一項の規定に基づき再投資等準備金を積み立てようとする事業年度又は連結事業年度において前号に規定する復興産業集積区域のみに事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫その他これらに類する施設を有するものであると見込まれること。

三 指定（法第四十条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第十九条までにおいて同じ。）を受けようとする事業年度又は連結事業年度において当該指定に係る復興推進事業の用に供するために新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属施設並びに構築物の取得価額の合計額が三億円以上（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の四第六項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等又は同法第六十八条の九第六項に規定する中小連結法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人である農業協同組合等を含む。以下この号において単に「中小企業者等」という。）については、三千万円以上）であること、又は三億円以上（中小企業者等については、三千万円以上）になると見込まれること。

四 震災特例法第十七条の三第一項に規定する被災雇用者等を五人以上雇用するものであること。

五 前号の被災雇用者等に対して支給する給与等の支給額の総額が一千万円以上であること。

六 指定に係る復興推進事業を行うことについての適正かつ確実な計画（以下この条及び第十九条第一項において「指定法人事業実施計画」という。）を有すると認められること。

七 指定法人事業実施計画が認定復興推進計画に適合するものであること。

八 指定に係る復興推進事業が円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。

九 指定に係る復興推進事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。

（報告書の提出時期及び手続）

第十八条 法第四十条第二項において読み替えて準用する法第三十七条第二項の規定による報告は、事業年度又は連結事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第五の一による実施状況報告書を提出して行うものとする。

一 前年度の指定に係る復興推進事業の実施状況

二 前年度の収支決算

三 前年度の指定に係る復興推進事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等に関する実績

2 認定地方公共団体は、前項の実施状況報告書に関し、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、指定法人（法第四十条第一項に規定する指定法人をいう。次項及び次条において同じ。）に対して、別記様式第五の二による当該事業を適切に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

3 認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、指定法人に対して、別記様式第五の三によりその旨及びその理由を通知するものとする。

（法第四十条の規定による指定法人の指定の申請手続等）

第十九条 指定を受けようとする法人は、指定法人事業実施計画その他の記載事項を記載した別記様式第五の四による申請書に、当該法人の次に掲げる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- 二 第十七条各号に掲げる指定法人の要件に該当する旨の別記様式第五の五による宣言書
- 三 前二号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類
- 2 認定地方公共団体は、前項の規定による提出を受けたときは、同項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、指定に関する処分を行うものとする。
- 3 認定地方公共団体は、指定をしたときは、第一項の法人に対して、別記様式第五の六による指定書を交付するものとする。
- 4 認定地方公共団体は、指定をしないこととしたときは、第一項の法人に対して、別記様式第五の七によりその旨及びその理由を通知するものとする。
- 5 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して二十年を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。
- 6 指定法人について合併又は分割があつたときは、指定に係る復興推進事業の全部を承継した法人に係る前項の有効期間の満了の日は、第十七条各号に掲げる要件を欠くに至つた場合を除き、合併又は分割の前

に同項の規定により付された当該指定の有効期間の満了の日（当該合併又は分割の当事者である法人のうち指定法人が二以上ある場合においては、これらの指定法人に係る指定の有効期間の満了の日のうち最も早い日）とする。

7 指定法人は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。

8 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付をした後であっても、前項の届出において第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があった場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によって付した指定の有効期間を、第三項の規定による指定の日から起算して二十年を超えない範囲内で変更することができる。

9 認定地方公共団体は、法第四十条第二項において読み替えて準用する法第三十七条第三項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

10 認定地方公共団体は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更が

あつた場合又は指定を取り消した場合も、同様とする。

11 認定地方公共団体は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

12 認定地方公共団体は、必要があると認めるときは、指定法人に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(法第四十一条第一項の指定事業者の要件)

第二十条 法第四十一条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 指定（法第四十一条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）に係る復興推進事業（法第二条第三項に規定する復興推進事業のうち、同項第二号ハに掲げるものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を行うことについての適正かつ確実な計画（次号及び第二十二條第一項において「指定事業者事業実施計画」という。）を有すると認められること。
- 二 指定事業者事業実施計画が認定復興推進計画に適合するものであること。
- 三 指定に係る復興推進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

四 指定に係る復興推進事業を安定して行うために必要な経済的基礎を有すること。

(報告書の提出時期及び手続)

第二十一条 法第四十一条第二項において読み替えて準用する法第三十七条第二項の規定による報告は、事業年度又は連結事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第六の一による実施状況報告書を提出して行うものとする。

一 前年度の指定に係る復興推進事業の実施状況

二 前年度の収支決算

三 前年度の指定に係る復興推進事業の用に供する賃貸住宅の取得等に関する実績

2 認定地方公共団体は、前項の実施状況報告書に関し、指定に係る復興推進事業を適切に実施しているとき、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、指定事業者（法第四十一条第一項に規定する指定事業者をいう。次項及び次条において同じ。）に対して、別記様式第六の二による当該事業を適切に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

3 認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、指定事業者に対して、別記様式第六の三によりその旨及びその理由を通知するものとする。

(法第四十一条の規定による指定事業者の指定の申請手続等)

第二十二條 指定を受けようとする個人事業者又は法人は、指定事業者事業実施計画その他の事項について記載した別記様式第六の四による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならない。

一 申請者が個人事業者である場合においては、住民票の抄本又はこれに準ずるもの

二 申請者が法人である場合においては、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

三 第二十条各号に掲げる指定事業者の要件に該当する旨の別記様式第六の五による宣言書

四 前三号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 認定地方公共団体は、前項の規定による提出を受けたときは、同項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、指定に関する処分を行うものとする。

3 認定地方公共団体は、指定をしたときは、第一項の個人事業者又は法人に対して、別記様式第六の六に

よる指定書を交付するものとする。

4 認定地方公共団体は、指定をしないこととしたときは、第一項の個人事業者又は法人に対して、別記様式第六の七によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して八年を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。

6 指定事業者である法人について合併又は分割があったときは、指定に係る復興推進事業の全部を承継した法人に係る前項の有効期間の満了の日は、第二十条各号に掲げる要件を欠くに至った場合を除き、合併又は分割の前に同項の規定により付された当該指定の有効期間の満了の日（当該合併又は分割の当事者である法人のうちに指定事業者が二以上ある場合においては、これらの指定事業者に係る指定の有効期間の満了の日のうち最も早い日）とする。

7 指定事業者は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。

8 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付をした後であっても、前項の届出において第一

項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があつた場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によつて付した指定の有効期間を、第三項の規定による指定の日から起算して八年を超えない範囲内で変更することができる。

9 認定地方公共団体は、法第四十一条第二項において読み替えて準用する法第三十七条第三項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

10 認定地方公共団体は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があつた場合又は指定を取り消した場合も、同様とする。

11 認定地方公共団体は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

12 認定地方公共団体は、必要があると認めるときは、指定事業者に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(法第四十二条第一項の指定会社の要件)

第二十三条 法第四十二条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 地域協議会を構成する法人であること。

二 指定（法第四十二条第一項に規定する指定をいう。次条から第二十六条までにおいて同じ。）に係る復興推進事業（法第二条第三項に規定する復興推進事業のうち、同項第二号二に掲げるものに限る。以下この条から第二十六条までにおいて同じ。）を行うことについての適正かつ確実な計画（次号及び第

二十六条第一項において「指定会社事業実施計画」という。）を有すると認められること。

三 指定会社事業実施計画が認定復興推進計画に適合するものであること。

四 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社であつて、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるものであること。

イ 復興推進計画の認定の日が最初の事業年度に属する会社又は復興推進計画の認定の日において最初の事業年度が開始していない会社 復興推進事業の従事者の数が二人以上であり、かつ、当該従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が二分の一以上であること。

ロ 復興推進計画の認定の日において設立後最初の事業年度を経過している会社 次に掲げる要件を全

て満たすものであること。

(1) 復興推進事業を行うために必要な資金の額を第二十五条第一項の規定による申請書の提出の日の属する事業年度の直前の事業年度（以下この号及び同条において「基準事業年度」という。）の営業費用の額で除して計算した割合が二分の一以上であること。

(2) 復興推進事業の従事者の数が二人以上であり、かつ、当該従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が二分の一以上であること。

(3) 基準事業年度における営業利益の額の売上高の額に対する割合が百分の二を超えていないこと。

五 株主グループ（株主の一人並びに当該株主と法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第四条に規定する特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この号において同じ。）のうちその有する株式の総数が、投資を受けた時点において発行済株式の総数の十分の三以上であるものの有する株式の合計数が、発行済株式の総数の六分の五を超えない会社であること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、投資を受けた時点において発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有する会社にあつては、当該株主グループの有する株式の総数が、発行済株式の総数の六分の五を

超えない会社であること。

六 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株券又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社以外の会社であること。

七 次のイ又はロに掲げる会社以外の会社であること。

イ 発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本金若しくは出資を有しない法人のうち常時雇用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下この号において同じ。）及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人（次の(1)から(3)までに掲げる会社とする。以下この号において同じ。）の所有に属している会社

(1) 当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(2) 当該大規模法人及びこれと(1)に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又

は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する
場合における当該他の会社

(3) 当該大規模法人並びにこれと(1)及び(2)に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式
の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に
相当する場合における当該他の会社

ロ イに掲げるもののほか、発行済株式の総数の三分の二以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊
の関係のある法人の所有に属している会社

八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項
に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこ
と。

（報告書の提出時期及び手続）

第二十四条 法第四十二条第二項において読み替えて準用する法第三十七条第二項の規定による報告は、事
業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第七の一による実施状況報告書を提出して

行うものとする。

一 前年度の指定に係る復興推進事業の実施状況

二 前年度の収支決算

三 個人からの金銭による払込み（商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）附則第

七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法による改正前の

商法第三百四十一条ノ八第二項第六号に規定する払込みを除く。第二十六条において同じ。）を受けて

新株を発行するときに、その株式の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関す

る契約（第二十六条において「株式投資契約」という。）その他の資金の調達に関する実績

2 認定地方公共団体は、前項の実施状況報告書に関し、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると

認めるときは、指定会社（法第四十二条第一項に規定する指定会社をいう。以下この条から第二十六条ま

でにおいて同じ。）に対して、別記様式第七の二による当該事業を適切に実施していると認定したことを

証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

3 認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、指定会社に対して、別記様式第七の三によりその旨

及びその理由を通知するものとする。

4 指定会社は、第二項の書面の交付を受けたときは、当該指定会社の株式を払込みにより取得した個人に對して、第一項の報告による当該書面の交付を受けた旨を証する書面を交付するものとする。

(法第四十二条の規定による指定会社の指定の申請手続等)

第二十五条 指定を受けようとする会社は、指定会社事業実施計画その他の事項を記載した別記様式第七の四による申請書に、当該会社の次に掲げる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二 基準事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（設立後最初の事業年度を経過している場合に限り。）

三 基準事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）に添付された法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十四条第二項に規定する別表二の写し（設立後最初の事業年度を経過している場合に限り。）

- 四 申請の日における株主名簿
- 五 常時使用する従業員数を証する書面
- 六 組織図
- 七 第二十三条各号に掲げる指定会社の要件に該当する旨の別記様式第七の五による宣言書
- 八 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類
- 2 認定地方公共団体は、前項の規定による提出を受けたときは、同項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、指定に関する処分を行うものとする。
- 3 認定地方公共団体は、指定をしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第七の六による指定書を交付するものとする。
- 4 認定地方公共団体は、指定をしないこととしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第七の七によりその旨及びその理由を通知するものとする。
- 5 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して五年を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。

- 6 前項の有効期間は、指定に係る復興推進事業が終了したときは、同項の規定にかかわらず終了するものとする。
- 7 指定会社は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があつた場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。
- 8 認定地方公共団体は、法第四十二条第二項において読み替えて準用する法第三十七条第三項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。
- 9 認定地方公共団体は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があつた場合又は指定を取り消した場合も、同様とする。
- 10 認定地方公共団体は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 11 認定地方公共団体は、必要があると認めるときは、指定会社に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(指定会社に係る株式の払込みの確認等)

第二十六条 指定会社は、その発行する株式を取得する個人からの金銭による払込みを受ける前に、株式投資契約その他の資金の調達に関する契約の締結状況について、別記様式第七の八の報告書を認定地方公共団体に提出するものとする。

2 指定会社により発行される株式を金銭による払込みにより取得を行おうとする個人が民法組合等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この項において同じ。）を通じて取得した場合にあつては、当該指定会社は、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 当該民法組合等の組合契約書の写し
- 二 当該民法組合等が取得した当該株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

三 別記様式第七の九による当該民法組合等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものである旨を誓約する書面

3 認定地方公共団体は、第一項の報告書に関し、指定に係る復興推進事業が適切に実施される見込みであると認めるときは、指定会社に対し、別記様式第七の十による当該事業が適切に実施される見込みであると認定したことを証する書面を交付するものとする。

4 認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、指定会社に対して、別記様式第七の十一によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5 指定会社は、第三項の書面の交付を受けたときは、株式投資契約を締結した個人に対し、当該書面の交付を受けた旨を証する書面（次項において「認定書交付証明書」という。）を交付するものとする。

6 認定書交付証明書の交付を受けた個人が、当該書面を交付した指定会社の株式を払込みにより取得した場合には、当該書面の交付をした指定会社は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごと（当該指定会社が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあつては、個人及び当

該期日又は当該期間ごと)に、別記様式第七の十二による申請書一通を認定地方公共団体の長に提出するものとする。

7 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 前条第三項の規定により交付を受けた指定書の写し

二 当該株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があつたことを証する書面又は取締役会の議事録の写し

三 当該個人が取得した当該株式（会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第九十条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する

書面

四 会社法第三十四条第一項又は同法第二百八条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

五 外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、株式投資契約を締結した契約書の写し

六 前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

8 認定地方公共団体の長は、第六項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受

けた日から、原則として一月以内に、申請者である同項の指定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第七の十三による確認書を交付するものとする。

9 認定地方公共団体の長は、前項の確認をしないときは、申請者である第六項の指定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第七の十四によりその旨及びその理由を通知するものとする。

(法第四十四条第一項の指定金融機関の要件)

第二十七条 法第四十四条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 復興特区支援貸付事業（法第二条第三項第三号に規定する復興特区支援貸付事業をいう。第三十一条

第五項第二号において同じ。）を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。

二 法第四十四条第一項の指定を受けた日から一年以内に利子補給契約（同項に規定する利子補給契約をいう。次条及び第二十九条第二項において同じ。）に係る貸付けを行うことが見込まれること。

(法第四十四条第三項の内閣府令で定める償還方法)

第二十八条 法第四十四条第三項の内閣府令で定める償還方法は、償還期間を利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して十年間（据置期間は五年間）とする元金均等半年賦償還とする。

(法第四十四条第五項の内閣府令で定める期間)

第二十九条 法第四十四条第五項の内閣府令で定める期間（次項及び次条第一項において「単位期間」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 二月二十一日から同年八月二十日までの期間
- 二 八月二十一日から翌年二月二十日までの期間

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間において利子補給契約に係る貸付けがなされた場合には、復興特区支援利子補給金（法第四十四条第一項に規定する復興特区支援利子補給金をいう。次条において同じ。）の第一回目の支給に係る単位期間については、当該各号に定める期間とすることができる。

- 一 七月二十六日から同年八月二十日までの期間 当該貸付けの行われた日から翌年二月二十日までの期間

- 二 一月二十六日から同年二月二十日までの期間 当該貸付けの行われた日から同年八月二十日までの期間

(復興特区支援利子補給金の支給)

第三十条 指定金融機関（法第四十四条第一項に規定する指定金融機関をいう。次項及び次条第五項において同じ。）は、法第四十四条第五項の規定により復興特区支援利子補給金の支給を受けようとするときは、前条に定める単位期間終了後十日以内に、別記様式第八の一による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 当該復興特区支援利子補給金に係る貸付契約書の写し及びこれに係る償還年次表

二 前号の貸付契約書に係る償還が当該貸付契約書で定める貸付条件どおりに行われていることを証する書類

三 その他内閣総理大臣が必要と認める書類

2 内閣総理大臣は、前項の規定により提出された申請書及び添付された書類が適正であると認める場合において、予算の範囲内において、復興特区支援利子補給金を当該申請書を提出した指定金融機関に支給するものとする。

（法第四十四条の規定による指定金融機関の指定の申請手続等）

第三十一条 法第四十四条第一項の指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けようとする金

融機関は、別記様式第八の二による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度又は連結事業年度の直前の事業年度又は連結事業年度の貸借対照表及び損益計算書

三 指定に係る認定復興推進計画の作成又はその実施について協議をした地域協議会の構成員であること
を証する書類

四 第二十七条第一号に掲げる要件に適合することを証する書類

五 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 前項第一号及び第二号に掲げる書類について、既に他の認定復興推進計画に係る法第四十四条第一項の指定申請手続において提出している場合であつて、その記載事項に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に

関する処分をするよう努めるものとする。

4 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要なと認められる資料を追加するために要する期間

5 内閣総理大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができるものとする。

一 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

二 前号に掲げるもののほか、指定金融機関が復興特区支援貸付事業の適正な実施を行うことができなくなったと認めるとき。

6 内閣総理大臣は、指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

7 内閣総理大臣は、指定をしたときは、その旨を告示するものとする。告示した事項に変更があったとき

又は指定を取り消したときも、同様とする。

(復興整備計画の作成等)

第三十二条 被災関連市町村（法第四十六条第一項に規定する被災関連市町村をいう。次項、第三十八条及び第三十九条第二項において同じ。）は、その区域の全部又は一部が法第四十六条第一項各号に掲げる地域のいずれに該当するかを明らかにして、復興整備計画（同項に規定する復興整備計画をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

2 法第四十六条第一項第三号に掲げる地域に該当する地域をその区域とする被災関連市町村（同項第一号又は第二号に掲げる地域に該当する地域に該当する地域をその区域とするものを除く。）は、同項第一号又は第二号に掲げる地域をその区域とする被災関連市町村等（法第四十六条第三項に規定する被災関連市町村等をいう。第三十四条第二項及び第三十六条第二項において同じ。）からの要請を受けて復興整備計画を作成するものとする。

(土地利用方針の記載事項)

第三十三条 法第四十六条第二項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

二 復興整備事業（法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業をいう。次条第二項、第三十五条及び第三十八条において同じ。）のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図

（復興整備事業に係る記載事項）

第三十四条 法第四十六条第二項第四号の内閣府令で定める事項は、名称、実施主体、実施区域、実施予定期間及び同号イ、ロ、ハ又はへに掲げる事業にあつては種類とする。

2 前項に定める事項のほか、被災関連市町村等は、法第四十六条第二項第四号の内閣府令で定める事項として実施期間及び事業費に関する事項その他の復興整備事業に関する事項を記載することができる。

（内閣府令で定める軽微な変更）

第三十五条 法第四十六条第七号の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更

二 前条第二項並びに法第四十八条第一項、第四十九条第四項、第五十一条第一項、第五十二条第三項、第五十三条第三項、第五十四条第一項及び第八項、第五十五条第一項並びに第五十六条第一項の規定に

- よる復興整備事業に係る記載事項の追加又は変更であつて、復興整備事業の趣旨の変更を伴わないもの
- 三 復興整備事業の実施期間に影響を与えない場合における復興整備計画の期間の六月以内の変更
- 四 前三号に掲げるもののほか、復興整備計画の趣旨の変更を伴わない変更

(復興整備協議会の公表)

第三十六条 法第四十七条第七項の規定による公表は、復興整備協議会（同条第一項に規定する復興整備協議会をいう。以下この項及び次条第二号において「協議会」という。）の名称及び構成員の氏名又は名称について行うものとする。

2 前項の規定による公表は、被災関連市町村等の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(会議における協議が困難な場合の理由)

第三十七条 法第四十八条第二項の内閣府令で定める理由は、次に掲げるものとする。

- 一 法第四十七条第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）を開催しないことについて、災害の発生により会議の開催が困難であることその他の合理的な理由があること。

二 法第四十七条第四項ただし書の規定により、会議に係る同項各号に定める者が協議会の構成員として加えられていないこと。

三 病気その他やむを得ない事情により、会議に前号の者が出席することができないこと。

(届出対象区域の公示)

第三十八条 法第六十四条第二項の規定による公示は、届出対象区域（同条第一項に規定する届出対象区域をいう。）及び当該区域に係る復興整備事業の内容を明示して、被災関連市町村の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該届出対象区域の明示については、次のいずれかによることとする。

一 市町村、大字、字、小字及び地番

二 平面図

(届出対象区域内における行為の届出)

第三十九条 法第六十四条第四項の規定による届出は、別記様式第九の一による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、被災関連市町村の長が、これ

らの図書を得ることができない正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一 土地の区画形質の変更にあつては、次に掲げる図面

イ 当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

ロ 設計図で縮尺千分の一以上のもの

二 建築物その他の工作物（以下この号において「建築物等」という。）の新築、改築、増築若しくは移転又は用途の変更にあつては、次に掲げる図面

イ 敷地内における建築物等の位置を表示する図面で縮尺五百分の一以上のもの

ロ 二面以上の建築物等の断面図で縮尺二百分の一以上のもの

3 前項第一号ロの設計図は、土地の区画形質の変更後における公共の用に供する施設の位置及び形状を、当該土地の形質の変更により新設し、又は変更される部分と既設のもので変更されない部分とに区別して表示したものでなければならない。

（届出の対象となる事項）

第四十条 法第六十四条第四項の内閣府令で定める事項は、行為の完了予定日とする。

(変更の届出)

第四十一条 法第六十四条第五項の内閣府令で定める事項は、行為の設計又は施行方法のうち、その変更により同条第四項の届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

(変更届出手続)

第四十二条 法第六十四条第五項の規定による届出は、別記様式第九の二による変更届出書を提出して行うものとする。

2 第三十九条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第四十三条 令第十一条の内閣府令で定める様式は、別記様式第十とする。

(復興のために必要な事業)

第四十四条 法第七十七条第二項第三号トの内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十一条に規定する義務教育諸学校等施設の整備に関する事業

- 二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項に規定する埋蔵文化財の調査のために行う土地の発掘に関する事業
- 三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院の耐震改修に関する事業
- 四 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）
第五条第二項第二号に規定する定住等及び地域間交流の促進に関する事業
- 五 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十五項に規定する一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業
- 六 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する市街地再開発事業
- 七 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の新設又は改築に関する事業
- 八 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築に関する事業
- 九 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路の修繕に関する事業

十 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第一項に規定する住宅地区改良事業

十一 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽の整備に関する事業

十二 法第七十七条第二項第三号イからへまでに掲げる事業又は前各号に掲げる事業を実施する者に対し補助する事業

十三 その他内閣総理大臣が定める事業

（復興交付金事業計画の記載事項）

第四十五条 法第七十七条第二項第六号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 復興交付金事業計画（法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画をいう。次条第一項及び第四十八条第一項において同じ。）の区域における被害の状況

二 その他内閣総理大臣が必要と認める事項

（復興交付金の配分計画の作成）

第四十六条 内閣総理大臣は、特定市町村（法第七十七条第一項に規定する特定市町村をいう。次条及び第

四十八条において同じ。）又は特定都道県（同項に規定する特定都道県をいう。次条及び第四十八条にお

いて同じ。)から、法第七十八条第一項の規定により復興交付金事業計画の提出を受けた場合は、復興交付金(同条第三項に規定する復興交付金をいう。次条において同じ。)の配分計画を、次条第一項の規定により同項に規定する交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の額を明らかにして作成するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の配分計画を作成しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する交付担当大臣と協議するものとする。

(復興交付金の交付の方法等)

第四十七条 復興交付金の交付の事務は、復興交付金事業等(法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等をいう。)ごとに内閣総理大臣が定める各省各庁の長(次項及び第三項において「交付担当大臣」という。)が行う。

2 特定市町村又は特定都道府県は、交付担当大臣に交付の申請書その他の復興交付金の交付に関する書類を提出しようとする場合は、内閣総理大臣を経由してこれを提出することができる。

3 交付担当大臣は、特定市町村又は特定都道府県ごとに復興交付金を交付するものとする。

4 前条及び前三項に定めるもののほか、復興交付金の交付の対象となる事業又は事務、復興交付金の交付の手續、復興交付金の経理その他の必要な事項については、内閣総理大臣の定めるところによる。

(復興交付金事業計画の実績に関する評価)

第四十八条 特定市町村又は特定都道府県は、復興交付金事業計画の実績に関する評価を当該計画の終了する日の属する年度の翌年度の十二月末日までに内閣総理大臣の定めるところにより行うものとする。

2 特定市町村又は特定都道府県は、前項の評価を行ったときは、その内容を遅滞なくインターネットの利用その他の適切な方法により、公表するものとする。

附 則

この府令は、法の施行の日（平成二十三年十二月二十六日）から施行する。

別記様式第1の1（第4条関係）

復興推進計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

特定地方公共団体の長の氏名 印

東日本大震災復興特別区域法第4条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、復興推進計画について認定を申請します。

注1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

2 法第4条第1項の規定のみに基づく計画にあつては「及び同法附則第3条に規定する措置」の文字を、法附則第3条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「第4条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

復興推進計画

作成主体の名称：

- 1 復興推進計画の区域
- 2 復興推進計画の目標
- 3 目標を達成するために推進しようとする取組の内容
- 4 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項
- 5 復興推進事業ごとの特別の措置の内容
- 6 その他復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項

注 1の区域内において次に掲げる区域を定める場合は、当該区域を併せて記載すること。

- (1) 目標を達成するために産業集積の形成及び活性化の取組を推進すべき区域（復興産業集積区域）
- (2) 目標を達成するために居住の安定の確保及び居住者の利便の増進の取組を推進すべき区域（復興居住区域）
- (3) 目標を達成するために社会福祉、環境の保全その他の分野における地域の課題の解決を図る取組を推進すべき区域（復興特定地域）

復興推進計画の変更の認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

特定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けで認定を受けた復興推進計画について下記のとおり変更したいので、東日本大震災復興特別区域法第6条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

注1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

3 法第6条第1項の規定のみに基づく計画にあつては「及び同法附則第3条に規定する措置」の文字を、法附則第3条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「第6条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

復興推進事業に関する実施状況報告書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名

印

東日本大震災復興特別区域法第37条第1項に規定する指定（年 月 日付け）を受けた復興推進事業（以下「事業」という。）の実施状況について、同条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の内容
2. 事業の実施場所
3. 指定事業者事業実施計画期間及び指定の有効期間
4. 前年度における事業の実施状況
5. 前年度における収支決算
6. 事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（以下「設備投資」という。）に関する実績

(1) 指定事業者実施事業計画期間全体における設備投資予定額 総計〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 〇〇年度

(i) 設備投資実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

設備名	設置地	取得年月日	取得価額	用途	事業内容

(ロ) 〇〇年度

(i) 設備投資実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

設備名	設置地	取得年月日	取得価額	用途	事業内容

--	--	--	--	--	--

7. 資金の調達に関する実績

(1) 指定事業者事業実施計画期間全体における事業の実施に要する資金額

総計〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 〇〇年度

(i) 資金調達実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

(ロ) 〇〇年度

(i) 資金調達実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

8. 建築物整備事業（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第10条の2第1項の表の第1号の第4欄、第17条の2第1項の表の第1号の第4欄及び第25条の2第1項の表の第1号の第4欄に規定する建築物整備事業をいう。以下同じ。）を実施する場合にあって、震災特例法第10条の2第1項若しくは第2項、第17条の2第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項（これらの規定のうち第1号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定の適用を受けようとするときは、(1)及び(2)に掲げる事項

(1) その建築物整備事業の用に供する建築物が耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又はそれ以外の建築物のいずれに該当するかの区分

〇〇

(2) 次に掲げる要件を満たすものとして震災特例法第10条の2第1項若しくは第2項、第17条の2第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定の適用を受けようとする場合には、それぞれ次に定める事項

(イ) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号。以下「震災特例法施行令」という。）第12条の2第2項第1号、第17条の2第1項第1号又は第22条の2第1項第1号に掲げる要件 その建築物整備事業の用に供する建築物の延べ面積

〇〇㎡

(ロ) 震災特例法施行令第12条の2第2項第2号、第17条の2第1項第2号又は第22条の2第1項第2号に掲げる要件 その建築物整備事業の用に供する建築物の地上階数及び屋上広場の有無

地上階数〇、屋上広場 有・無

(ハ) 震災特例法施行令第12条の2第2項第3号、第17条の2第1項第3号又は第22条の2第1項第3号に掲げる要件 その建築物整備事業を施行する土地の区域（以下「建築物整備事業区域」という。）内において整備される公共施設（道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。）の用に供される土地の面積のその建築物整備事業区域の面積のうちに占める割合

〇〇%

(ニ) 震災特例法施行令第12条の2第2項第4号、第17条の2第1項第4号又は第22条の2第1項第4号に掲げる要件 建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額

〇〇百万円

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 建築した建築物に係る確認済証及び検査済証の写し
- (2) 別記様式第2の4（別紙）の添付書類に変更があった場合においては、当該書類のうち変更に係るもの

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第2の2（第9条関係）

復興推進事業の実施に係る認定書

年 月 日

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの復興推進事業に係る実施状況報告を踏まえ、東日本大震災復興特別区域法施行規則第9条第2項の規定に基づき、当該事業が下記のとおり適切に実施されている旨、これを認定します。

記

認定の概要

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第2の3（第9条関係）

復興推進事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの東日本大震災復興特別区域法第37条第2項の規定による報告については、下記の理由により認定をしません。

記

認定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

印

東日本大震災復興特別区域法第37条第1項に規定する指定を受けたいので、東日本大震災復興特別区域法施行規則第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
2. 個人事業者の住所又は法人の本店若しくは主たる事務所の所在地
3. 設立年月日（法人に限る。）
4. 指定事業者事業実施計画（別紙）

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定事業者事業実施計画書

1. 実施する復興推進事業（以下「事業」という。）の内容
2. 事業の実施場所
3. 指定事業者事業実施計画期間及び希望する指定の有効期間
4. 事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（以下「設備投資」という。）に関する計画

（1）指定事業者事業実施計画期間全体における設備投資予定額 総計〇〇百万円

（2）年度別内訳

（イ）〇〇年度

（i）設備投資予定額 小計〇〇百万円

（ii）内訳

設備名	設置予定地	取得予定 年月日	取得予定 価額	用途	事業内容

（ロ）〇〇年度

（i）設備投資予定額 小計〇〇百万円

（ii）内訳

設備名	設置予定地	取得予定 年月日	取得予定 価額	用途	事業内容

5. 事業の実施に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法に関する計画

（1）指定事業者事業実施計画期間全体における事業の実施に要する資金の見込額 総計〇〇百万円

（2）年度別内訳

（イ）〇〇年度

（i）事業の実施に要する資金の見込額 小計〇〇百万円

（ii）内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

(ロ) ○○年度

(i) 事業の実施に要する資金の見込額 小計○○百万円

(ii) 内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

6. 建築物整備事業（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第10条の2第1項の表の第1号の第4欄、第17条の2第1項の表の第1号の第4欄及び第25条の2第1項の表の第1号の第4欄に規定する建築物整備事業をいう。以下同じ。）を実施する場合にあって、震災特例法第10条の2第1項若しくは第2項、第17条の2第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項（これらの規定のうち第1号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定の適用を受けようとするときは、(1)及び(2)に掲げる事項

(1) その建築物整備事業の用に供する建築物が耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又はそれ以外の建築物のいずれに該当するかの区分

○○

(2) 次に掲げる要件を満たすものとして震災特例法第10条の2第1項若しくは第2項、第17条の2第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定の適用を受けようとする場合には、それぞれ次に定める事項

(イ) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号。以下「震災特例法施行令」という。）第12条の2第2項第1号、第17条の2第1項第1号又は第22条の2第1項第1号に掲げる要件 その建築物整備事業の用に供する建築物の延べ面積

○○㎡

(ロ) 震災特例法施行令第12条の2第2項第2号、第17条の2第1項第2号又は第22条の2第1項第2号に掲げる要件 その建築物整備事業の用に供する建築物の地上階数及び屋上広場の有無

地上階数○、屋上広場 有・無

(ハ) 震災特例法施行令第12条の2第2項第3号、第17条の2第1項第3号又は第22条の2第1項第3号に掲げる要件 その建築物整備事業を施行する土地の区域（以下「建築物整備事業区域」という。）内において整備される公共施設（道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。以下同じ。）の用に供される土地の面積のその建築物整備事業区域の面積のうちに占める割合

〇〇%

(ニ) 震災特例法施行令第12条の2第2項第4号、第17条の2第1項第4号又は第22条の2第1項第4号に掲げる要件 建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額

〇〇百万円

(添付書類)

以下の書類を添付すること（建築物整備事業を実施する場合に限る。）。

- (1) 方位、道路及び目標となる地物並びに建築物整備事業区域を表示した付近見取図
- (2) 縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置を表示した建築物の配置図
- (3) 縮尺、方位、間取り及び設備の概要を表示した建築する建築物の各階平面図
- (4) 上記6.(2)(ハ)に定める事項を記載する場合にあっては、次に掲げる書類
 - (イ) 建築物整備事業区域内において整備される公共施設の配置図
 - (ロ) 上記6.(2)(ハ)の割合の算定の根拠を記載した書類
- (5) 上記6.(2)(ニ)に定める事項を記載する場合にあっては、次に掲げる書類
 - (イ) 建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の配置図
 - (ロ) 上記6.(2)(ニ)の費用の額の算定の根拠を記載した書類

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第2の5（第10条関係）

指定要件に関する宣言書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

印

私（当社）は、東日本大震災復興特別区域法第37条第1項に規定する指定を申請するに当たり、東日本大震災復興特別区域法施行規則第8条各号に掲げる指定事業者の要件に該当することを宣言します。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指 定 書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの指定申請について、東日本大震災復興特別区域法第37条第1項に規定する「指定事業者」として、指定します。

記

東日本大震災復興特別区域法施行規則第8条各号に該当すること。

- (1) 資本金額 万円（法人に限る。）
- (2) 従業員数 人
- (3) 設立年月日 年 月 日（法人に限る。）
- (4) 復興推進事業の内容

- (1) この指定書は、年 月 日まで有効です。
- (2) この指定が行われたことについては、復興特区制度に関するホームページにおいて公表します。
- (3) 東日本大震災復興特別区域法施行規則第8条各号に掲げる指定事業者の要件に該当しなくなったとき及び偽りその他不正の手段によりこの指定を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの指定書を返納してください。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第2の7（第10条関係）

東日本大震災復興特別区域法第37条第1項に規定する指定をしない旨の通知書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの東日本大震災復興特別区域法第37条第1項に規定する指定の申請については、下記の理由により指定をしません。

記

指定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

復興推進事業に関する実施状況報告書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名

印

東日本大震災復興特別区域法第38条第1項に規定する指定（年 月 日付け）を受けた復興推進事業（以下「事業」という。）の実施状況について、同条第2項において読み替えて準用する同法第37条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の内容
2. 事業の実施場所
3. 指定事業者実施事業計画期間及び指定の有効期間
4. 前年度における事業の実施状況
5. 前年度における収支決算
6. 東日本大震災の被災者である労働者の雇用に関する実績

(1) 指定事業者事業実施計画期間全体における雇用者数 総計〇〇人

(2) 年度別内訳

(イ) 〇〇年度

(i) 雇用実績 小計〇〇人

(ii) 内訳

事業所所在地	雇用者数

(ロ) 〇〇年度

(i) 雇用実績 小計〇〇人

(ii) 内訳

事業所所在地	雇用者数

7. 資金の調達に関する実績

(1) 指定事業者実施事業計画期間全体における事業の実施に要する資金額 総計○

○百万円

(2) 年度別内訳

(イ) ○○年度

(i) 資金調達実績額 小計○○百万円

(ii) 内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

(ロ) ○○年度

(i) 資金調達実績額 小計○○百万円

(ii) 内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第3の2（第12条関係）

復興推進事業の実施に係る認定書

年 月 日

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの復興推進事業に係る実施状況報告を踏まえ、東日本大震災復興特別区域法施行規則第12条第2項の規定に基づき、当該事業が下記のとおり適切に実施されている旨、これを認定します。

記

認定の概要

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第3の3（第12条関係）

復興推進事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの東日本大震災復興特別区域法第38条第2項において読み替えて準用する同法第37条第2項の規定による報告については、下記の理由により認定をしません。

記

認定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

印

東日本大震災復興特別区域法第38条第1項に規定する指定を受けたいので、東日本大震災復興特別区域法施行規則第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
2. 個人事業者の住所又は法人の本店若しくは主たる事務所の所在地
3. 設立年月日（法人に限る。）
4. 指定事業者事業実施計画（別紙）

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定事業者事業実施計画書

1. 実施する復興推進事業（以下「事業」という。）の内容
2. 事業の実施場所
3. 指定事業者事業実施計画期間及び希望する指定の有効期間
4. 東日本大震災の被災者である労働者の雇用に関する計画
 - (1) 指定事業者事業実施計画期間全体における予定雇用者数 総計〇〇人
 - (2) 年度別内訳
 - (イ) 〇〇年度
 - (i) 雇用予定者数 小計〇〇人
 - (ii) 内訳

事業所所在地	予定雇用者数

- (ロ) 〇〇年度
 - (i) 雇用予定者数 小計〇〇人
 - (ii) 内訳

事業所所在地	予定雇用者数

5. 事業の実施に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法に関する計画
 - (1) 指定事業者事業実施計画期間全体における事業の実施に要する資金の見込額
総計〇〇百万円
 - (2) 年度別内訳
 - (イ) 〇〇年度
 - (i) 事業の実施に要する資金の見込額 小計〇〇百万円
 - (ii) 内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

--	--	--

(ロ) ○○年度

(i) 事業の実施に要する資金の見込額 小計○○百万円

(ii) 内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第3の5（第13条関係）

指定要件に関する宣言書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

印

私（当社）は、東日本大震災復興特別区域法第38条第1項に規定する指定を申請するに当たり、東日本大震災復興特別区域法施行規則第17条各号に掲げる指定事業者の要件に該当することを宣言します。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指 定 書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの指定申請について、東日本大震災復興特別区域法第38条第1項に規定する「指定事業者」として、指定します。

記

東日本大震災復興特別区域法施行規則第11各号に該当すること。

- (1) 資本金額 万円（法人に限る。）
- (2) 従業員数 人
- (3) 設立年月日 年 月 日（法人に限る。）
- (4) 復興推進事業の内容

- (1) この指定書は、年 月 日まで有効です。
- (2) この指定が行われたことについては、復興特区制度に関するホームページにおいて公表します。
- (3) 東日本大震災復興特別区域法施行規則第11条各号に掲げる指定事業者の要件に該当しなくなったとき及び偽りその他不正の手段によりこの指定を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの指定書を返納してください。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第3の7（第13条関係）

東日本大震災復興特別区域法第38条第1項に規定する指定をしない旨の通知書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの東日本大震災復興特別区域法第38条第1項に規定する指定の申請については、下記の理由により指定をしません。

記

指定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

復興推進事業に関する実施状況報告書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名

印

東日本大震災復興特別区域法第39条第1項に規定する指定（年 月 日付け）を受けた復興推進事業（以下「事業」という。）の実施状況について、同条第2項において読み替えて準用する同法第37条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の内容
2. 事業の実施場所
3. 指定事業者実施事業計画期間及び指定の有効期間
4. 前年度における事業の実施状況
5. 前年度における収支決算
6. 事業に関連する開発研究の用に供する減価償却資産の取得又は製作若しくは建設（以下「設備投資」という。）に関する実績

(1) 指定事業者実施事業計画期間全体における設備投資予定額 総計〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 〇〇年度

(i) 設備投資実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

設備名	設置地	取得年月日	取得価額	用途	事業内容

(ロ) 〇〇年度

(i) 設備投資実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

設備名	設置地	取得年月日	取得価額	用途	事業内容

--	--	--	--	--	--

7. 資金の調達に関する実績

(1) 指定事業者事業実施計画期間全体における事業の実施に要する資金額 総計〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 〇〇年度

(i) 資金調達実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

(ロ) 〇〇年度

(i) 資金調達実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第4の2（第15条関係）

復興推進事業の実施に係る認定書

年 月 日

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの復興推進事業に係る実施状況報告を踏まえ、東日本大震災復興特別区域法施行規則第15条第2項の規定に基づき、当該事業が下記のとおり適切に実施されている旨、これを認定します。

記

認定の概要

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第4の3（第15条関係）

復興推進事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの東日本大震災復興特別区域法第39条第2項において読み替えて準用する同法第37条第2項の規定による報告については、下記の理由により認定をしません。

記

認定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

印

東日本大震災復興特別区域法第39条第1項に規定する指定を受けたいので、東日本大震災復興特別区域法施行規則第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
2. 個人事業者の住所又は法人の本店若しくは主たる事務所の所在地
3. 設立年月日（法人に限る。）
4. 指定事業者事業実施計画（別紙）

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定事業者事業実施計画書

1. 実施する復興推進事業（以下「事業」という。）の内容
2. 事業の実施場所
3. 指定事業者事業実施計画期間及び希望する指定の有効期間
4. 事業に関連する開発研究の用に供する減価償却資産の取得又は製作若しくは建設（以下「設備投資」という。）に関する計画

(1) 指定事業者事業実施計画期間全体における設備投資予定額 総計〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 〇〇年度

(i) 設備投資予定額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

設備名	設置予定地	取得予定 年月日	取得予定 価額	用途	事業内容

(ロ) 〇〇年度

(i) 設備投資予定額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

設備名	設置予定地	取得予定 年月日	取得予定 価額	用途	事業内容

5. 事業の実施に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法に関する計画

(1) 指定事業者事業実施計画期間全体における事業の実施に要する資金の見込額

総計〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 〇〇年度

(i) 事業の実施に要する資金の見込額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

(ロ) ○○年度

(i) 事業の実施に要する資金の見込額 小計○○百万円

(ii) 内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第4の5（第16条関係）

指定要件に関する宣言書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

印

私（当社）は、東日本大震災復興特別区域法第39条第1項に規定する指定を申請するに当たり、東日本大震災復興特別区域法施行規則第14条各号に掲げる指定事業者の要件に該当することを宣言します。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指 定 書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの指定申請について、東日本大震災復興特別区域法第39条第1項に規定する「指定事業者」として、指定します。

記

東日本大震災復興特別区域法施行規則第14条各号に該当すること。

- (1) 資本金額 万円（法人に限る。）
- (2) 従業員数 人
- (3) 設立年月日 年 月 日（法人に限る。）
- (4) 復興推進事業の内容

- (1) この指定書は、年 月 日まで有効です。
- (2) この指定が行われたことについては、復興特区制度に関するホームページにおいて公表します。
- (3) 東日本大震災復興特別区域法施行規則第14条各号に掲げる指定事業者の要件に該当しなくなったとき及び偽りその他不正の手段によりこの指定を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの指定書を返納してください。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第4の7（第16条関係）

東日本大震災復興特別区域法第39条第1項に規定する指定をしない旨の通知書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの東日本大震災復興特別区域法第39条第1項に規定する指定の申請については、下記の理由により指定をしません。

記

指定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

復興推進事業に関する実施状況報告書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

指定法人の名称及び代表者の氏名

印

東日本大震災復興特別区域法第40条第1項に規定する指定（年 月 日付け）を受けた復興推進事業（以下「事業」という。）の実施状況について、同条第2項において読み替えて準用する同法第37条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の内容
2. 事業の実施場所
3. 指定法人事業実施計画期間及び指定の有効期間
4. 前年度における事業の実施状況
5. 前年度における収支決算
6. 事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（以下「設備投資」という。）に関する実績

(1) 指定法人事業実施計画期間全体における設備投資予定額 総計〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 〇〇年度

(i) 設備投資実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

設備名	設置地	取得年月日	取得価額	用途	事業内容

(ロ) 〇〇年度

(i) 設備投資実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

設備名	設置地	取得年月日	取得価額	用途	事業内容

--	--	--	--	--	--

7. 資金の調達に関する実績

(1) 指定法人事業実施計画期間全体における事業の実施に要する資金額 総計〇〇
百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 〇〇年度

(i) 資金調達実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

(ロ) 〇〇年度

(i) 資金調達実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

8. 東日本大震災の被災者である労働者の雇用及び当該労働者に対して支給する給与等に関する実績

(1) 指定法人事業実施計画期間全体における雇用者数 総計〇〇人

(2) (1) の雇用者に対して支給する給与等の支給額 総計〇〇百万円

(3) 年度別内訳

(イ) 〇〇年度

(i) 雇用実績 小計〇〇人

(ii) 給与等の支給額 小計〇〇百万円

(iii) 内訳

事業所所在地	雇用者数	給与等の支給額

(ロ) ○○年度

(i) 雇用実績 小計○○人

(ii) 給与等の支給額 小計○○百万円

(iii) 内訳

事業所所在地	雇用者数	給与等の支給額

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第5の2（第18条関係）

復興推進事業の実施に係る認定書

年 月 日

指定法人の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの復興推進事業に係る実施状況報告を踏まえ、東日本大震災復興特別区域法施行規則第18条第2項の規定に基づき、当該事業が下記のとおり適切に実施されている旨、これを認定します。

記

認定の概要

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第5の3（第18条関係）

復興推進事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

指定法人の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの東日本大震災復興特別区域法第40条第2項において読み替えて準用する同法第37条第2項の規定による報告については、下記の理由により認定をしません。

記

認定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

法人の名称及び代表者の氏名 印

東日本大震災復興特別区域法第40条第1項に規定する指定を受けたいので、東日本大震災復興特別区域法施行規則第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 法人の名称及び代表者の氏名
2. 法人の本店又は主たる事務所の所在地
3. 設立年月日
4. 指定法人事業実施計画（別紙）

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定法人事業実施計画書

1. 実施する復興推進事業（以下「事業」という。）の内容
2. 事業の実施場所
3. 指定法人事業実施計画期間及び希望する指定の有効期間
4. 事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（以下「設備投資」という。）に関する計画

(1) 指定法人事業実施計画期間全体における設備投資予定額 総計〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 〇〇年度

(i) 設備投資予定額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

設備名	設置予定地	取得予定 年月日	取得予定 価額	用途	事業内容

(ロ) 〇〇年度

(i) 設備投資予定額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

設備名	設置予定地	取得予定 年月日	取得予定 価額	用途	事業内容

5. 事業の実施に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法に関する計画

(1) 指定法人事業実施計画期間全体における事業の実施に要する資金の見込額 総計〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 〇〇年度

(i) 事業の実施に要する資金の見込額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

(ロ) ○○年度

(i) 事業の実施に要する資金の見込額 小計○○百万円

(ii) 内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

6. 東日本大震災の被災者である労働者の雇用及び当該労働者に対して支給する給与等に関する計画

(1) 指定法人事業実施計画期間全体における雇用予定者数 総計○○人

(2) (1) の雇用者に対して支給する給与等の支給予定額 総計○○百万円

(3) 年度別内訳

(イ) ○○年度

(i) 雇用予定者数 小計○○人

(ii) 給与等の支給予定額 小計○○百万円

(iii) 内訳

事業所所在地	予定雇用者数	給与等の支給予定額

(ロ) ○○年度

(i) 雇用予定者数 小計○○人

(ii) 給与等の支給予定額 小計○○百万円

(iii) 内訳

事業所所在地	予定雇用者数	給与等の支給予定額

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第5の5（第19条関係）

指定要件に関する宣言書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

法人の名称及び代表者の氏名

印

当社は、東日本大震災復興特別区域法第40条第1項に規定する指定を申請するに当たり、東日本大震災復興特別区域法施行規則第17条各号に掲げる指定法人の要件に該当することを宣言します。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指 定 書

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの指定申請について、東日本大震災復興特別区域法第40条第1項に規定する「指定法人」として、指定します。

記

東日本大震災復興特別区域法施行規則第17条各号に該当すること。

- (1) 資本金額 万円
- (2) 従業員数 人
- (3) 設立年月日 年 月 日
- (4) 復興推進事業の内容
- (5) 本店又は主たる事務所の所在地
- (6) 認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域の区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること。
- (7) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。（9）において「震災特例法」という。）第18条の3第1項又は第26条の3第1項の規定に基づき再投資等準備金を積み立てようとする事業年度又は連結事業年度において（6）の復興産業集積区域のみに事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫その他これらに類する施設を有するものであることと見込まれること。
- (8) 本事業年度又は連結事業年度において復興推進事業の用に供する設備投資に関する取得価額が3億円以上であること、又は3億円以上になると見込まれること。
- (9) 震災特例法第17条の3第1項に規定する被災雇用者等を5人以上雇用するものであること。
- (10) （9）の被災雇用者等に対して支給する給与等の支給額の総額が1千万円以上であること。

(1) この指定書は、年 月 日まで有効です。

(2) この指定が行われたことについては、復興特区制度に関するホームページに

において公表します。

- (3) 東日本大震災復興特別区域法施行規則第17条各号に掲げる指定法人の要件に該当しなくなったとき及び偽りその他不正の手段によりこの指定を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの指定書を返納してください。

注 (7)の「3億円以上」は、指定する法人が租税特別措置法（昭和32年法律第26号）附則第42条の4第6項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等又は同法第68条の9第6項に規定する中小連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人である農業協同組合等を含む。）の場合は、「3千万円以上」とすること。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第5の7（第19条関係）

東日本大震災復興特別区域法第40条第1項に規定する指定をしない旨の通知書

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの東日本大震災復興特別区域法第40条第1項に規定する指定の申請については、下記の理由により指定をしません。

記

指定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

復興推進事業に関する実施状況報告書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名

印

東日本大震災復興特別区域法第41条第1項に規定する指定（年 月 日付け）を受けた復興推進事業（以下「事業」という。）の実施状況について、同条第2項において読み替えて準用する同法第37条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の内容
2. 事業の実施場所
3. 指定事業者事業実施計画期間及び指定の有効期間
4. 前年度における事業の実施状況
5. 前年度における収支決算
6. 事業の用に供する賃貸住宅の取得又は建設（以下「設備投資」という。）に関する実績

(1) 指定事業者事業実施計画期間全体における設備投資予定額 総計〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 〇〇年度

(i) 設備投資実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

設置地	取得年月日	取得価額

(ロ) 〇〇年度

(i) 設備投資実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

設置地	取得年月日	取得価額

--	--	--

7. 資金の調達に関する実績

(1) 指定事業者事業実施計画期間全体における事業の実施に要する資金額 総計〇
〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 〇〇年度

(i) 資金調達実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

(ロ) 〇〇年度

(i) 資金調達実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第6の2（第21条関係）

復興推進事業の実施に係る認定書

年 月 日

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの復興推進事業に係る実施状況報告を踏まえ、東日本大震災復興特別区域法施行規則第21条第2項の規定に基づき、当該事業が下記のとおり適切に実施されている旨、これを認定します。

記

認定の概要

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第6の3（第21条関係）

復興推進事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの東日本大震災復興特別区域法第41条第2項において読み替えて準用する同法第37条第2項の規定による報告については、下記の理由により認定をしません。

記

認定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

印

東日本大震災復興特別区域法第41条第1項に規定する指定を受けたいので、東日本大震災復興特別区域法施行規則第22第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
2. 個人事業者の住所又は法人の本店若しくは主たる事務所の所在地
3. 設立年月日（法人に限る。）
4. 指定事業者事業実施計画（別紙）

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定事業者事業実施計画書

1. 実施する復興推進事業（以下「事業」という。）の内容
2. 事業の実施場所
3. 指定事業者事業実施計画期間及び希望する指定の有効期間
4. 事業の用に供する賃貸住宅の取得又は建設（以下「設備投資」という。）に関する計画

(1) 指定事業者事業実施計画期間全体における設備投資予定額 総計〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 〇〇年度

(i) 設備投資予定額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

設置予定地	取得予定年月日	取得予定価額

(ロ) 〇〇年度

(i) 設備投資予定額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

設置予定地	取得予定年月日	取得予定価額

5. 事業の実施に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法に関する計画

(1) 指定事業者事業実施計画期間全体における事業の実施に要する資金の見込額

総計〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 〇〇年度

(i) 事業の実施に要する資金の見込額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

(ロ) ○○年度

(i) 事業の実施に要する資金の見込額 小計○○百万円

(ii) 内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第6の5（第22条関係）

指定要件に関する宣言書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

印

私（当社）は、東日本大震災復興特別区域法第41条第1項に規定する指定を申請するに当たり、東日本大震災復興特別区域法施行規則第20条各号に掲げる指定事業者の要件に該当することを宣言します。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指 定 書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの指定申請について、東日本大震災復興特別区域法第41条第1項に規定する「指定事業者」として、指定します。

記

東日本大震災復興特別区域法施行規則第20条各号に該当すること。

- (1) 資本金額 万円（法人に限る。）
- (2) 従業員数 人
- (3) 設立年月日 年 月 日（法人に限る。）
- (4) 復興推進事業の内容

- (1) この指定書は、年 月 日まで有効です。
- (2) この指定が行われたことについては、復興特区制度に関するホームページにおいて公表します。
- (3) 東日本大震災復興特別区域法施行規則第20条各号に掲げる指定事業者の要件に該当しなくなったとき及び偽りその他不正の手段によりこの指定を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの指定書を返納してください。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第6の7（第22条関係）

東日本大震災復興特別区域法第41条第1項に規定する指定をしない旨の通知書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの東日本大震災復興特別区域法第41条第1項に規定する指定の申請については、下記の理由により指定をしません。

記

指定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

復興推進事業に関する実施状況報告書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

指定会社の名称及び代表者の氏名

印

東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定（年 月 日付け）を受けた復興推進事業（以下「事業」という。）の実施状況について、同条第2項において読み替えて準用する同法第37条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の内容
2. 事業の実施場所
3. 指定会社事業実施計画期間及び指定の有効期間
4. 前年度における事業の実施状況
5. 前年度における収支決算
6. 資金の調達に関する実績

(1) ○○年度資金合計 ○○百万円

(内訳)

資金調達先	資金額	資金調達方法	備考

(2) ○○年度資金合計 ○○百万円

(内訳)

資金調達先	資金額	資金調達方法	備考

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第7の2（第24条関係）

復興推進事業の実施に係る認定書

年 月 日

指定会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの復興推進事業に係る実施状況報告を踏まえ、東日本大震災復興特別区域法施行規則第24条第2項の規定に基づき、当該事業が下記のとおり適切に実施されている旨、これを認定します。

記

認定の概要

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第7の3（第24条関係）

復興推進事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

指定会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの東日本大震災復興特別区域法第42条第2項において読み替えて準用する同法第37条第2項の規定による報告については、下記の理由により認定をしません。

記

認定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社の名称及び代表者の氏名 印

東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定を受けたいので、東日本大震災復興特別区域法施行規則第25条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 会社の名称及び代表者の氏名
2. 本店の所在地
3. 東日本大震災復興特別区域法施行規則第1条各項各号に掲げる事業のうち該当するもの
4. 指定会社事業実施計画

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定会社事業実施計画

1. 実施する復興推進事業（以下「事業」という。）の内容
2. 事業の実施場所
3. 指定会社事業実施計画期間及び希望する指定の有効期間
4. 事業の実施に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法に関する計画
 - (1) 計画期間全体における事業の実施に要する資金の見込額 総計〇〇百万円
 - (2) 年度別内訳
 - (イ) 〇〇年度
 - (i) 事業の実施に要する資金の見込額 小計〇〇百万円
 - (ii) 内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

- (ロ) 〇〇年度
 - (i) 事業の実施に要する資金の見込額 小計〇〇百万円
 - (ii) 内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第7の5（第25条関係）

指定要件に関する宣言書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社の名称及び代表者の氏名 印

当社は、東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定を申請するに当たり、東日本大震災復興特別区域法施行規則第23条各号に掲げる指定会社の要件に該当することを宣言します。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指 定 書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの指定申請について、東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する「指定会社」として、指定します。

記

1. 東日本大震災復興特別区域法施行規則第23条第1号から第4号までに該当すること。

- (1) 資本金額 万円
- (2) 従業員数 人
- (3) 設立年月日 年 月 日
- (4) 復興推進事業の内容
- (5) 東日本大震災復興特別区域法第42条第1項の復興推進協議会を構成する者であること
- (6) (中小企業者であって、以下の①②いずれか該当するものを記載)
 - ①認定復興推進計画（以下「認定計画」という。）の認定日が最初の事業年度に属している会社、又は当該認定日において最初の事業年度が開始していない会社
 - 復興推進事業従事者 人 %（2以上かつ50%以上）
 - ②認定計画の認定日において最初の事業年度が終了している会社
 - 復興推進事業従事者 人 %（2以上かつ50%以上）
 - 直前期の営業費用に対する復興推進事業に係る資金の割合 %（50%以上）
 - 直前期の売上高に対する営業利益の割合 %（2%未満）

2. 東日本大震災復興特別区域法施行規則第23条第5号から第8号までに該当すること。

- (1) 外部資本が1/6以上であること
- (2) 未上場会社であること
- (3) 大規模会社の子会社でないこと
- (4) 風俗営業等を行っていないこと

- (1) この指定書は、 年 月 日まで有効です。
- (2) この指定が行われたことについては、復興特区制度に関するホームページにおいて公表します。
- (3) 株式の払込みの期日において東日本大震災復興特別区域法施行規則第23条各号に掲げる指定会社の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段によりこの指定を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの指定書を返納するとともに、その旨を投資家に対して伝達してください。
- (4) この指定は、〇〇〇（地方公共団体名）として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではなく、その旨を当該投資家に対して伝達してください。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第7の7（第25条関係）

東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定の申請については、下記の理由により指定をしません。

記

指定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第7の8（第26条関係）

復興推進事業に係る資金の調達に関する契約の締結状況について（報告）

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

指定会社の名称及び代表者の氏名

印

東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定（年 月 日付け）を受けた復興推進事業（以下「事業」という。）について、当社として、その実施に必要な資金が確実に調達することができるかと判断するに至ったため、東日本大震災復興特別区域法施行規則第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の内容
2. 指定会社事業実施計画期間及び指定の有効期間
3. 事業の実施に必要な資金の調達に関する契約の締結状況

(1) 計画期間全体における資金総額 ○○百万円

(2) 年度別内訳

(イ) ○○年度

(i) ○○年度資金小計 ○○百万円

(ii) 内訳

資金調達先	資金額	資金調達方法	契約締結状況

(ロ) ○○年度

(i) ○○年度資金小計 ○○百万円

(ii) 内訳

資金調達先	資金額	資金調達方法	契約締結状況

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

民法組合等であることの誓約書

年 月 日

指定会社所在地

指定会社名

代表者の氏名 殿

組合所在地

組合名

代表者の氏名 印

当組合は、下記の事項について誓約します。

記

1 組合契約の種類別

当組合は、民法第667条第1項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものであること

2 上記1の契約を締結する個人又は民法組合等

氏名（名称）

住所（所在地）

3 上記の者の出資価額割合

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第7の10（第26条関係）

復興推進事業の実施に係る認定書

年 月 日

指定会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの復興推進事業に係る資金の調達に関する契約の締結状況報告を踏まえ、東日本大震災復興特別区域法施行規則第26条第3項の規定に基づき、当該事業が適切に実施される見込みである旨、これを認定します。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第7の11（第26条関係）

復興推進事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

指定会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの東日本大震災復興特別区域法第42条第2項において読み替えて準用する同法第37条第2項の規定による報告については、下記の理由により認定をしません。

記

認定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

東日本大震災復興特別区域法施行規則第26条第6項に係る確認申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

指定会社所在地

指 定 会 社 名

代表者の氏名

印

東日本大震災復興特別区域法施行規則第26条第8項の規定に係る確認を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、当社は東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定を受けた者であり、株式投資契約に基づき払込みを受けたものであることを申し添えます。

記

1. 個人の氏名及び住所
2. 払込期日（又は成立の日） 年 月 日
3. 当該法人の指定の有効期間
4. 取得株式数
5. 払込金額
6. 払込金額の総額

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

東日本大震災復興特別区域法施行規則第26条第6項に係る確認申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

指定会社所在地

指 定 会 社 名

代表者の氏名 印

東日本大震災復興特別区域法施行規則第26条第8項の規定に係る確認を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、当社は東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定を受けた者であり、株式投資契約に基づき払込みを受けたものであることを申し添えます。

記

1. 個人の氏名及び住所

民法組合等の名称及び所在地

当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員の名称及び所在地

出資価額割合 %

2. 払込期日（又は成立の日） 年 月 日

3. 当該法人の指定の有効期間

4. 取得株式数

民法組合等の取得株式数

5. 払込金額

6. 払込金額の総額

民法組合等の払込金額の総額

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

東日本大震災復興特別区域法施行規則第26条第8項に係る確認書

年 月 日

指定会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの東日本大震災復興特別区域法施行規則第26条第6項の規定による申請について、同規則第26条第8項の規定に基づき確認します。

記

1. 個人の氏名及び住所
2. 申請者が東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定を受けた者であること
3. 払込期日（又は成立の日） 年 月 日
4. 3の期日が当該法人の指定の有効期間内であること
5. 当該申請に係る払込みは、東日本大震災復興特別区域法施行規則第26条第1項の株式投資契約に基づくものであること
6. 取得株式数
7. 払込金額
8. 払込金額の総額

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第7の14（第26条関係）

東日本大震災復興特別区域法施行規則第24条第9項に係る確認をしない旨の通知書

年 月 日

指定会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの東日本大震災復興特別区域法施行規則第24条第6項の規定による申請について、同規則第26条第9項の規定に基づき確認しません。

記

確認をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

復興特区支援利子補給金支給申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所

指定金融機関の名称及び代表者の氏名

印

東日本大震災復興特別区域法第44条第5項の規定に基づき、下記のとおり復興特区支援利子補給金の支給を申請します。

記

- 1 復興特区支援利子補給金申請額
- 2 復興特区支援利子補給金振込先
（振込先金融機関名・店舗名・預金の種別・口座番号・預金の名義を記載）
- 3 支給の根拠となる利子補給契約の締結年月日

（添付書類）

- （1）当該復興特区支援利子補給金に係る貸付契約書の写し及び償還年次表
- （2）償還が貸付契約書で定める貸付条件どおりに行われていることを証する書類

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定金融機関の指定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所

金融機関の名称及び代表者の氏名

印

東日本大震災復興特別区域法第44条第1項に規定する指定金融機関の指定を受けたいので、申請します。

- 1 金融機関の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 金融機関の所在地
- 4 認定復興推進計画について
 - (1) 当該計画の名称
 - (2) 認定地方公共団体
- 5 貸付けの見込み（時期及び金額）

（添付書類）

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 貸借対照表及び損益計算書
- (4) 地域協議会の構成員であることを証する書類
- (5) 復興推進計画の区域における貸付実績があること又は復興の取組を推進していることを示す書類
- (6) 事業を安定して行うために必要な経理的基礎を示す書類

注 添付書類のうち（1）～（3）については、既に他の指定申請書に添付すべき書類を提出した場合、その記載事項に変更がないときは省略できる。省略した場合、当該他の指定申請に係る認定復興推進計画の名称を記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第9の1（第39条関係）

届出対象区域の区域内における行為の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

印

東日本大震災復興特別区域法第64条第4項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更

建築物の建築又は工作物の建設 について、下記により届け出ます。

建築物等の用途の変更

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更	区域に含まれる地域の名称				
	区域の面積			平方メートル	
	土地の形質の変更の内容等				
(2) 建築物 その他の 工作物の 新築、改 築、増築 又は移転	(イ)行為の種別（建築物の建築・工作物の建設）（新築・改築・増築・移転）				
	(ロ) 設 計 の 概 要		届出部分	届出以外の部分	合 計
		(i) 敷地面積			平方メートル
		(ii) 建築又は建設面	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		(iii) 延べ面積	平方メートル [平方メートル]	平方メートル [平方メートル]	平方メートル [平方メートル]
(iv) 高さ 地盤面から メートル	(v) 用途及び構造等				

	(vi) 建築物その他の工作物の所在及び地番		
(3) 建築物 その他の工 作物の用途 の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途
	平方メートル		

(備考)

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 建築物等の用途の変更について変更部分が2以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 4 「建築物の用途及び構造等」欄には、当該建築物の構造及び当該建築物の新築、改築又は増築が令第10条第2項第2号又は第3号に該当する場合にあっては、その旨を記載すること。
- 5 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、1の届出書によることができる。

別記様式第9の2（第42条関係）

届出対象区域の区域内における行為の変更届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名 印

東日本大震災復興特別区域法第64条第5項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日
- 5 設計又は施行方法

（備考）

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 建築物等の用途の変更について変更部分が2以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 4 復興整備計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 5 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、1の届出書によることができる。

裁 決 申 請 書

裁決申請者 住所

氏名

相手方 住所

氏名

東日本大震災復興特別区域法第70条第3項の規定による協議が成立しないので、下記により裁決を申請します。

記

- 1 復興整備事業の種類（復興整備計画を作成し、又は変更する場合にあっては、その旨）
- 2 損失の事実並びに損失の補償の見積り及びその内訳
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所

氏名

印

収用委員会 御中

（備考）

- 1 裁決申請者が2人以上の場合は、連名で申請することができる。
- 2 「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。
- 3 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 4 「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 5 法人の場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 6 裁決申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

